

「居宅介護サービス」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく居宅介護を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
7. サービスの利用に関する留意事項.....	6
8. サービス実施の記録について.....	7
9. 損害賠償保険への加入.....	7
10. 苦情の受付について.....	7
11. 事故発生時の対応について.....	16
12. 緊急時等における対応方法.....	16
13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況.....	16
14. 秘密保持について.....	16
15. 虐待の防止のための措置に関する事項.....	17

株式会社さわやか俱乐部
さわやかヘルパーステーション野方
当事業所は市の指定を受けています。
事業所指定番号 4011100536

1. 事業者

名 称	株式会社 さわやか倶楽部
所在地	福岡県北九州市小倉北区熊本2丁目10番10号
電話番号	093-551-5555
代表者氏名	代表取締役 山本 武博
設立年月	2004年12月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護事業所・2010年9月1日 指定
事業の目的	居宅支給決定を受けた身体障害者に対し、適正な居宅介護を提供する。
事業所の名称	さわやかヘルパーステーション野方
事業所の所在地	福岡県福岡市西区野方4丁目34番1号
電話番号	093-892-5552
管理者氏名	坂本 敏子
事業所の運営方針について	利用者が居宅において可能な限り自立した生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行うものとする。
開設年月	2010年9月1日
事業所が行なっている他の業務	指定訪問介護 2007年11月1日指定 4071208102

3. 事業実施地域

福岡市の区域（西区・早良区・城南区・南区・博多区・中央区・東区）

4. 営業時間

営業日	月曜日～日曜日
受付時間	8:30～17:30
サービス提供時間帯	6:00～20:30 但し時間外の対応も可能

5. 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤		非常勤		常勤換算	指定基準	兼務の内容
	専	兼	専	兼			
1. 事業所長（管理者）		1			0.5	1名	サービス提供責任者
2. サービス提供責任者	2	1			3.0	2.5名	管理者
3. 居宅介護従事者（ホームヘルパー）		7	12	6	12.5	2.5名	住宅介護職員 13名
(1)介護福祉士		3	3	1	4.0		
(2)訪問介護養成研修1級（ヘルパー1級）課程修了者		1			0.5		
(3)訪問介護養成研修2級（ヘルパー2級）課程修了者		3	9	5	8.0		
(4)介護職員初任者研修課程修了者							
(5)介護職員実務者研修課程修了者							
(6)介護職員基礎研修課程修了者							
(7)准看護師							

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定居宅介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）「居宅介護計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から居宅介護計画を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス区分及びサービス内容〉

居宅介護

- ① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）
 - 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
 - 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
 - 食事介助…食事の介助を行います。
 - 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
 - 通院介助…通院の介助を行います。
 - その他必要な身体介護を行ないます。
- ※ 医療行為はいたしません。
- ② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）
 - 調理…利用者の食事の用意を行います。
 - 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
 - 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
 - 買い物…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
 - その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
- ※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）
- ※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。
- ③その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行ないます。

（2）利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。6頁に記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

〈2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合〉

- 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

〈利用者負担額の上限等について〉

- 介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。
- 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

〈償還払い〉

- 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

（3）サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。（サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。）

②通院介助においてホームヘルパーに公共交通機関の交通費などが必要な場合、その実費をいただきます。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

＜利用者負担の減免について＞

〔利用者負担に関する月額上限〕

- 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じての月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得 2	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯（年収約600万）	9,300円
	市町村民税課税世帯（年収約800万）	24,600円

（4）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（2）、及び（3）の①の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

- | |
|--------------------------|
| ア. 現金支払 |
| イ. 下記指定口座への振り込み |
| 西日本シティ銀行 野方支店 普通 1603720 |
| 口座名義 株式会社さわやか俱楽部 |
| 代表取締役 山本 武博 |

（5）利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	家事援助実費相当額 30分以上1時間未満料金

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に

提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ☆ サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ☆ 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

- ☆ サービスは、「居宅介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ☆ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

- ☆ 訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認(契約書第3条参照)

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| ① 医療行為 |
| ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり |
| ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受 |
| ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供 |
| ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。） |
| ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く） |
| ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為 |

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9. 障害賠償保険への加入（契約書第9条参照）

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 株式会社 損害保険ジャパン
保険名 賠償責任保険

10. 苦情等の受付について（契約書第14条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞

管理者 坂本 敏子
○受付時間 毎週月曜日～日曜日
8:30～17:30
○電話番号 092-892-5552
○FAX番号 092-892-5311

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福岡市西区役所 保健福祉センター	所在地 福岡市西区内浜1-4-1 電話番号 092-895-7064 FAX番号 092-881-5874 受付時間 8:45～17:15
福岡市早良区役所 保健福祉センター	所在地 福岡市早良区百道2-1-1 電話番号 092-833-4353 FAX番号 092-831-5723 受付時間 8:45～17:15
福岡市城南区役所 保健福祉センター	所在地 福岡市城南区鳥飼6-1-1 電話番号 092-833-4102 FAX番号 092-822-0911 受付時間 8:45～17:15

福岡市南区役所 保健福祉センター	所在地 福岡市南区塩原3-25-3 電話番号 092-559-5121 FAX番号 092-512-8811 受付時間 9:00~17:00
福岡市博多区役所 保健福祉センター	所在地 福岡市博多区博多駅前2-19-24 電話番号 092-419-1079 FAX番号 092-441-1701 受付時間 9:00~17:00
福岡市中央区役所 保健福祉センター	所在地 福岡市中央区大名2-5-31 電話番号 092-718-1100 FAX番号 092-715-5010 受付時間 8:45~17:15
福岡市東区役所 保健福祉センター	所在地 福岡市東区箱崎2-54-1 電話番号 092-645-1067 FAX番号 092-631-2191 受付時間 8:30~17:30
国民健康保険団体連合会	所在地 福岡県博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7859 FAX番号 092-642-7857 受付時間 9:00~17:00

1 1 . 事故発生時の対応について

事故発生時	事故が発生した場合、速やかに協力医療機関等と連携を図り応急対応を行います。また、家族・身元引受人・関係機関に連絡します。必要な場合、市町村に報告します。
賠償責任	サービスの提供にともなって当事業所の責任により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償致します。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任が生じない場合があります。

1 2 . 緊急時等における対応方法

訪問介護員等は指定訪問介護サービスの提供中に、ご契約者の病状に急変、他の緊急事態が生じた時は、速やかに応急の処置を行い、主治医あるいは協力医療機関に連絡し適切な処置を講じます。

1 3 . 提供するサービスの第三者評価の実施状況

当事業所では提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

1 4 . 秘密保持について

- (1) 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。

- (3) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

15. 虐待の防止のための措置に関する事項

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
(2) 虐待の防止のための指針を整備すること
(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回実施する。
(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。

年 月 日

居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

さわやかヘルパーステーション野方

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名

印

利用者代理人

住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第171号（平成18年9月29日）第9条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。